

## (仮称)小諸市犯罪被害者等支援条例骨子案

### 1 制定の背景

犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があり、その被害者等は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、様々な問題に苦しめられます。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、支援に関する施策を講じ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法(以下「基本法」という。)が制定され、同法第5条に「地方公共団体は、基本理念に則り、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS 等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面していることを踏まえ、長野県をはじめ、長野県内の市町村においても犯罪被害者等を支援するための条例を新たに制定しています。

このようなことから、本市においても犯罪被害者等が置かれた状況に応じた支援を講じる必要があります。

### 2 制定の目的

(1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにします。

- (2) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めます。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ります。
- (4) 市民が安心して暮らすことができるまちの実現に寄与します。

### 3 定義

#### (1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

#### (2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

#### (3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようとするための取組をいう。

#### (4) 市民等

市内に住所を有する者のほか、市内で働く者、学ぶ者、活動する者をいう。

#### (5) 事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

#### (6) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行

われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

#### (7) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

(8) 民間支援団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(9) 関係機関等

国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものをいう。

#### 4 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等支援は、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ途切れることなく提供されること。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力により行われること。

#### 5 市の責務

基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する。

#### 6 市民等及び事業者の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の

必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

## 7 基本的施策

### (1) 相談及び情報の提供

市は、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

### (2) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

### (3) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は二次被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行う。

### (4) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の給付を努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供や支援を行う。

### (5) 市民等及び事業者の理解の増進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発の実施に努める。